

## 地域密着型通所介護

- ★ 介護保険法に定める事項（下表）に変更があったときは、変更日から 10 日以内にその旨を届け出る必要があります。
- ★ 運営規程中の「従業員の職種・員数及び職務の内容」に関する変更については、4月の配置状況を前年度4月の配置状況と比較し、増減がある場合に5月末までに届出を行うこととします。

### 【変更の届出が必要な事項と提出書類の一覧表】

変更届出書 (様式第2号)の 「変更があった事項」欄		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		付表	勤務形態一覧表	誓約書	事業所位置図	登記事項証明書等	事業所平面図	運営規程
1	事業所の名称	○						○
2	事業所の所在地	○			○		○	○
3	申請者の名称			○		○		
4	主たる事務所の所在地			○		○		
5	代表者の氏名・住所及び職名			△1		○		
6	登録事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）					○		
7	事業所の建物の構造、平面図及び設備の概要	○					○	
8	事業所の管理者の氏名、住所及び経歴	○	○					
9	運営規程	○	△2					○

○印：変更届出書（様式第2号）左欄の変更事項に応じて、添付が必要な書類

△1印：代表者の姓・住所又は職名の変更のみである場合は不要

△2印：変更内容が、人員・勤務形態に全く影響を及ぼさないものである場合は不要

提出書類		留意事項
②	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）	※資格が必要な職員について、既提出分の一覧表と異なる場合は、「資格証の写し」を添付。
⑦	運営規程	新旧の変更箇所を明示したもの。